

香美市シカ被害対策及びジビエ活用推進連携協定書

香美市（以下「甲」という。）、香美獵友会（以下「乙」という。）及び高知中部森林管理署（以下「丙」という。）は、相互に連携して香美市におけるシカ被害対策及びジビエ活用を推進するため、シカ被害対策及びジビエ活用推進連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙の密接な連携・協力により、香美市における民有林と国有林が一体となったシカ被害対策及びジビエ活用を推進し、森林資源の循環利用及び地域活性化を図ることを目的とする。

（対象区域及び捕獲方法）

第2条 この協定によるシカ被害対策の主たる対象区域は、香美市内の高知中部森林管理署が管理する国有林及び近接する民有林とし、主たる捕獲方法は、囲いわな及びくくりわなとする。

（連携協力に関する事項）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携して行う。

- 一 甲、乙及び丙は、国有林及び民有林におけるシカの被害状況、生息状況及び捕獲状況等の情報を相互に提供し共有する。また、甲、乙及び丙は、本協定に基づく取組及びその成果について、相互に協力して情報発信を行う。
- 二 丙は、シカ捕獲のため囲いわな及びくくりわなを甲に対し貸与し、甲は、乙に使用させる。
- 三 丙は、乙に対し、囲いわな及びくくりわなによる捕獲に係る技術的支援を行う。
- 四 乙及び丙は、相互に連携して囲いわな及びくくりわなの巡回を行い、甲、乙及び丙に情報を共有する。
- 五 乙及び丙は、シカの捕獲を行うとともに、捕獲した場合は、甲に当該獣肉等のジビエ活用の意向を確認した上でシカを処理する。

（囲いわな及びくくりわなの貸与）

第4条 本協定に基づく囲いわな及びくくりわなの貸与に当たっては、甲、乙及び丙で設置場所（設置場所の変更を含む。）等を協議した上で、丙が甲に貸与する。

（国有林への入林手続き）

第5条 乙が国有林に入林するに当たり、本協定の始期及び更新時（入林者の変更を含む。）に、丙に協定協力入林者名簿を提出することとし、丙は乙に対し協定に基づく入林証を交付する。

（林道ゲートの鍵番号表の貸与）

第6条 丙は、車両の乗り入れによる捕獲推進のため、甲又は乙から申し出があった場合は、国有林内の林道ゲートの鍵番号表を貸与することができる。

- 2 甲又は乙は、丙から貸与を受けた林道ゲートの鍵番号表について、自らの責任の下、鍵番号表の管理責任者を定め、責任をもって管理するものとする。甲又は乙は、林道ゲートの鍵番号表の複製及び協定協力入林者名簿に記載された者以外への転貸を行ってはならない。

（シカの処理）

第7条 乙及び丙がシカを捕獲した場合は、それぞれの責任において安全かつ適切に処理する。ただし、丙が処理を行う範囲は国有林内に限る。

（安全の確保等）

第8条 国有林内における作業者等の安全を確保するため、丙は、甲及び乙に対し、国有林の立入禁止区域等に関する情報を提供する。

- 2 乙は、シカ捕獲の実施に当たり、必要な標識を設置するとともに、事故の未然防止について会員を指導する。
- 3 乙は、協定協力入林者名簿に記載された者に対して、協定に基づく入林証に記載された遵守事項を厳守することを周知・指導する。
- 4 乙は、国有林内に入林する際は、万全の安全対策を講ずるとともに、万一入林中に事故が発生した場合の責任は、乙が負うものとする。
- 5 乙は、乙の責において林道ゲートの鍵の紛失、破損及び国有林内の産物又は施設等に損害を与えた場合は、速やかに丙に報告するとともに、丙の指示に従いその代価を補償するものとする。

（協定の期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前月末日までに甲、乙又は丙から、特段の申し出がない場合は、有効期間を毎年度更新するものとする。

（その他）

第10条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議し、定めるものとする。

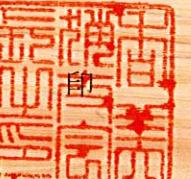
以上、各協定者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和4年11月25日

甲 香 美 市 長 依光晃一郎



乙 香 猎 友 会 会 長 国 林 静 究



丙 高 知 中 部 森 林 管 理 署 長 吉 実 康

